

保護具着用管理責任者研修(実技含む)のご案内

「化学物質管理者」を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具(呼吸用保護具・保護手袋・保護眼鏡等)を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具の選択・適正な使用等に関して管理させる必要があります。令和6年4月1日～
当協会では、令和4年12月26日付け基安化発1226第1号「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について」に基づき、事業場の保護具着用管理責任者選任のための研修会を開催いたします。ぜひ、この機会に貴事業場の担当者様を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1 日時及び会場 (開始時刻5分前までに着席)

第1回 : 令和8年5月14日(木) 9時～16時30分(予定)

第2回 : 令和8年10月29日(木) 9時～16時30分(予定)

会場 : 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ (清水区島崎町223)

2 研修内容

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 保護具着用管理 30分 | (2) 保護具に関する知識 3時間 |
| (3) 労働災害防止に関する知識 1時間 | (4) 関係法令 30分 |
| (5) 保護具の使用方法等 (実技) 1時間 | |

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員 : 14,000円 それ以外の方 : 15,000円

4 申込方法

- (1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて2週間前までに当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。
- (2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。FAXが到着後振込銀行口座等を記載した文書をFAXまたはメールにてお送りします。

※ 請求書・領収書をご希望の場合の返信用封筒及び郵送料、また振込手数料は申込者でご負担願います。

- (3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

修了者には、当日「修了証」を交付します。

6 持参するもの(テキストは会場でお渡します)

受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

保護具着用管理責任者研修 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

FAX番号

担当者部署名

メールアドレス

担当者氏名

会員非会員の別：清水協会員 ・ () 労働基準協会 ・ 非会員 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)